

【事業再生】

中小企業活性化協議会による再生支援の概説



大江橋法律事務所 弁護士
庄崎 裕太

▶ PROFILE

shozaki@ohebashiri.com

第1 はじめに

令和4年3月4日付けで、経済産業省は金融庁・財務省とともに「中小企業活性化パッケージ」を策定・公表し、同パッケージに基づき、同年4月1日より、中小企業再生支援協議会と経営改善支援センターを統合し、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置しました。

これは、日本の企業数の99.7%、雇用の7割を占める中小企業について、コロナ禍の長期化等により増大する債務に苦しむ状態が長く続いているという現状を踏まえ、事業者のフェーズ（収益力改善フェーズ・事業再生フェーズ・再チャレンジフェーズ）

に応じたきめ細やかな支援を措置するとともに、描くフェーズを一元的に支援する支援体制を構築することを目的とするものです。

中小企業活性化協議会が行っている再生支援は①窓口相談と、②具体的な再生支援とに大きく分かれます。②具体的な再生支援は下図のとおりです。本稿では、①窓口相談、②具体的な再生支援のうち中小企業活性化協議会自身による支援の概要についてご説明いたします^{注)1}。

	中小企業活性化協議会による支援	認定経営革新等支援機関等を活用
収益力改善フェーズ	収益力改善支援	早期経営改善計画施策支援
再生フェーズ	プレ再生支援	経営改善計画策定支援
	再生支援	
再チャレンジフェーズ	再チャレンジ支援	

※本稿でご説明する部分

注)1 筆者は、平成30年9月から令和3年6月まで、東京都中小企業再生支援協議会(当時名称)の常勤サブマネージャーとして勤務(出向)しておりました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第2 中小企業活性化協議会の概要

中小企業活性化協議会(以下「協議会」といいます。)とは、産業競争力強化法に基づき47都道府県に設置されている公的機関で、各都道府県の商工会議所等が運営しています。協議会は、「中小企業の駆け込み寺」として、幅広く中小企業の相談に対応し、金融機関、民間の専門家、各種支援機関と連携し、あらゆるフェーズの中小企業への支援を行っています。

協議会には、統括責任者であるプロジェクトマネージャーのほか、プロジェクトマネージャーを補佐する複数のサブマネージャーが配置されています。これらのスタッフは、地元の地方銀行をはじめとする金融機関出身者や、弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士等の士業の方が務めています。

協議会の再生支援を受けるメリットとしては、①上記の経歴を持ったスタッフによる窓口相談や収益力改善支援を原則無料で受けることができること、②収益力改善支援・プレ再生支援・再生支援においては協議会が公正中立な立場として金融調整のサポートを受けることができること、③収益力改善支援・プレ再生支援・再生支援において協議会が委嘱した専門家アドバイザーの費用について一部補助を受けることができること等が挙げられます。

第3 窓口相談

窓口相談は「第一次対応」とも呼ばれるもので、「中小企業の駆け込み寺」として、中小企業から幅広い相談を実施するものです。**注)2**

窓口相談では、中小企業の経営者の方等にお持ちください

注)2 全国各地の協議会の連絡先
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/download/contact_list.pdf

た下記のような資料を見ながら、協議会のスタッフが1回あたり1～2時間程度かけて相談に乗ります。中小企業の悩みは、例えば、「売上が落ちて資金繰りに不安がある」、「税金や社会保険料等の滞納が発生してしまった」、「金融機関への借入の返済が厳しくなってきた」、「金融機関から事業計画を出すように言われているがどうしたらよいかわからない」、「自分自身が高齢となり事業承継を考えているが、借入金が多く引き継ぎ先がない」等、様々なものがあると思われます。また、新型コロナウイルス感染症が拡大した現状においては、これらの悩みに加え、「新型コロナウイルス感染症の影響や生活様式の変化により既存の事業では売上・利益を確保できない。今後、どのような時間軸でどのような判断をしていけばよいか」、「ここ数年は様々な助成金を受けて何とか資金繰りを維持していたが、今後の資金繰りに不安がある」、「社会保険料等について延納のお願いを続けていたところ、かなり残高が多くなってしまっている」といった悩みもあるかと思えます。このような悩みについて、協議会のスタッフがアドバイスを行ってくれます。

この窓口相談は、何度でも無料であるという点と、協議会のスタッフが守秘義務を負っているという点が主な特徴です。相談企業自身で協議会の存在を発見するケース、金融機関や取引先、商工会議所等から協議会の紹介を経て窓口相談を申し込むケース等、相談に至る経緯は様々ですが、どの場合でも、何度でも無料です。また、相談内容は協議会等(協議会のほか中小企業活性化全国本部・中小企業庁等)を除いて共有されることはありません。例えば、商工会議所内に協議会が設置されている場合でも、協議会を除く部署に相談内容が勝手に共有されることもありません。したがって、窓口相談は手軽に利用しやすいものになっているといえます。

■ 持参資料の例 ■

- 決算書
- 勘定科目明細 直近3期分
- 直近の試算表
- 資金繰り表
- 金融機関借入一覧表
- 会社概要 等

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第4 協議会自身による支援スキーム

1 第二次対応の概要

窓口相談を受けた相談企業のうち、協議会が収益力改善支援、プレ再生支援又は再生支援を行うことが適当と判断した場合は、相談企業の承諾やメイン金融機関等の意向を踏まえ、これらの支援を開始することになります。これがいわゆる「第二次対応」と呼ばれるものです。

これらの支援スキームで作成される計画は、収益力改善支援の一部を除いて金融支援を含みます。第二次対応においては、この金融支援を含む再生計画を作成し、すべての金融機関から再生計画に同意をもらい、金融支援を受けることになります。

金融支援の方法は、借入金の一部について債権放棄を受けること、資本的借入金への借り換え（いわゆるDDS）・資本性ローンの導入、リスケジュール等と様々ですが、主な方法は、①第二会社方式を利用した債権放棄と②リスケジュールです。

第二会社方式を利用した債権放棄とは、一般的には、会社の事業・財務の毀損が比較的大きい場合に用いられる手法です。一言で述べると、事業譲渡や会社分割によって、収益性のある事業を切り離して新会社に承継させ、借入金の一部を旧会社に残して、旧会社を清算させるものです。旧会社に残った借入金は特別清算等で最終的に免除されます。この場合、金融機関からの債権放棄を受けるために、経営者等が個人で負っている保証債務についても整理が必要となりますので、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理計画を合わせて計画の中に盛り込み、金融機関から同意を得ることが一般的です。

リスケジュールとは、会社の実態の収益力に合わせて、借入金の返済条件を見直すものです。これは、第二会社方式を利用した債権放棄とは異なり、収益力改善支援やプレ再生支援でも用いられる手法で、会社分割や事業譲渡を伴わないものです。債

権放棄を受けるわけでもないので、保証債務の整理も不要です。リスケジュールの一般的な内容は、まずは事業計画を作成して年間のフリーキャッシュフロー額を算出し、その一定割合を借入金残高で按分して各金融機関への返済を行うというものです。会社の状況によってもバリエーションがあるところで、例えば、手元の運転資金がギリギリの企業の場合は1年目の元本返済を行わない計画とすることや、必要不可欠な設備投資が予定されている場合はその点の資金を考慮する計画とすることもあります。

前述のとおり、これらの金融支援を盛り込んだ再生計画については、すべての金融機関から同意を得ることが必要となります。協議会は必要に応じてバンクミーティングを開催する等して、金融機関との調整のサポートを行います。協議会のスタッフは地元の地方銀行をはじめとする金融機関出身者や土業の専門家等で構成されており、金融機関との調整を多数経験しておりますので、金融機関との調整がよりスムーズに進むことが多いと思われる。

以上が第二次対応の概要です。次項からは第二次対応のそれぞれのスキームについて簡単に説明します。

2 収益力改善支援

収益力改善支援とは、事業環境や社会環境の変化等に対応できない事象が生じる等して、収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じるおそれがある中小企業を対象とするものです。

収益力改善支援では、協議会のサブマネージャーの助言や策定支援のもとで、相談企業自身がアクションプランと簡易な収支・資金繰り計画を策定するものです。下記のプレ再生支援・再生支援と異なり、原則として外部専門家に策定支援を委嘱しないこととなっており、その場合の費用は無料であることが特徴です。計画を作成する過程では、協議会のサブマネージャーと一緒に、

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

現状の経営の課題とその克服のためのアクションプランを整理して検討することになりますので、相談企業の経営者の方にとっては、客観的に足元の状況を見つめなおし、また将来の業績の見通しについても数値として把握できる良い機会になるとも考えられます。また、金融機関に計画案を提出することで、金融機関との関係性もより良くなるものと思われま

す。収益力改善支援では、金融支援を要請するケースと要請しないケースの双方が想定されています。金融支援を要請しない場合は、計画期間を1～3年とする計画を策定することとされています。他方、金融支援を要請する場合の金融支援は1年間のリスクスケジュールのみが想定されています。

このように、収益力改善支援は、原則無料で協議会のサブマネージャーの支援を受けられますので、窓口相談と同様に非常に使いやすい制度といえます。「ウチはまだ大丈夫」、「ウチのことは社長の自分が一番よく知っている」、「銀行には毎年決算書を出しているし今まで何もいわれたことはない」と考えていらっしゃる経営者の方にとってもご利用を検討いただきやすく、経営に少し困っていきそうな取引先や知り合いの経営者の方にも勧めやすい制度といえるでしょう。

3 プレ再生支援・再生支援

プレ再生支援・再生支援とは、収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じることで経営困難な状況に陥っており、自助努力のみによる事業再生が困難な中小企業注3を対象とするものです。

プレ再生支援・再生支援では、収益力改善支援とは異なり、協議会が外部の専門家（公認会計士、中小企業診断士、コンサルタント、弁護士（金融支援が債権放棄の場合のみ））を選定し、当該外部専門家が財務や事業のデュー・デリジェンスを実施して企業の実態を把握し、その上で事業計画を作成し、前述の金融支援の依頼と合わせた再生計画を作成します。このように

外部専門家の作業が発生するため、当該専門家費用が必要になりますが、協議会からその一部の補助を受けることができます。

このような手続の流れは、プレ再生支援と再生支援とで大きくは異なりませんが、再生支援では、第二会社方式を利用した債権放棄の計画と、リスクスケジュールのうち「中小企業活性化協議会実施基本要領・別冊2 再生支援実施要領」に定める数値基準注4注5を充足する計画を策定します。

これに対し、プレ再生支援とは、以前は「暫定リスク計画」と呼称されていたもので、上記数値基準を満たす再生計画を策定することが困難な場合に、3事業年度を限度とする暫定的なリスクスケジュール計画を策定するものです。プレ事業再生の目的は、単に借入金の返済を止めて会社の方向性を決める決断を先延ばしにするというのではなく、本格的な事業再生に向けて相談企業の事業改善を図る最後の機会、金融機関にとっても本格的な事業再生を目指す相談企業と対話を深める最後の期間というものです。そのため、プレ再生支援の計画期間が終わった後は、再生支援に定める金融支援を内容とする再生計画の策定支援を行うこととされており、再度、プレ事業再生に定める暫定的なリスクスケジュールを内容とする再生計画の策定支援は行わないものとされています。

注3 産業競争力強化法第2条22項に定義される「中小企業者」のほか、常時使用する従業員が300人以下の医療法人。また、ほかの要件については、再生支援実施要領2. (1) 参照

注4 (1) 再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から5年以内を目処に実質的な債務超過を解消すること、(2) 再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内を目処に経常黒字となること、(3) 再生計画の終了年度（実質債務超過解消年度）における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となること（当該再生支援実施要領2. (5) ②～④）

注5 小規模事業者（中小企業基本法第2条5項に定義される「小規模企業者」や、「売上1億円未満かつ有利子負債1億円未満」に該当する事業者）の場合は、(1) 再生計画成立後2事業年度目から、3事業年度継続して営業キャッシュフローがプラスになること、(2) 相談企業が事業継続を行うことが、相談企業の経営者等の生活の確保において有益なものであることでも可能とされている。（同2. (5) ⑩）

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには掲載されず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

4 再チャレンジ支援

再チャレンジ支援とは、収益力改善や事業再生等が極めて困難な中小企業者や保証債務に悩む経営者等を対象にした、債務整理に向けた助言・弁護士等の外部専門家の紹介や、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を活用した円滑な廃業に向けてのサポート、「経営者保証に関するガイドライン」等を活用した経営者等の再スタートのための支援とされています。簡単に述べると、協議会が、経営者や保証人の悩みに寄り添いながら、法人の円滑な廃業と経営者等の再スタートに向けた最善の方法を模索し、助言とサポートをするというものです。

法人を円滑に廃業するにあたっては、従業員の給料の遅配を避けつつ転職のための時間的・金銭的な余裕を持たせることや、買掛金の支払遅滞を増大させないようにして連鎖倒産を防ぐといったことも必要となります。また、経営者の個人資産を必要以上に会社の資金繰りに投入し尽すことや、消費者金融等から個人で多額の借り入れをしてしまうことは、再スタートの障害になってしまいますので、こういった事態を防ぐ必要があります。再チャレンジ支援では、協議会が、これらの観点から助言を行い、また、必要に応じて弁護士等の外部専門家の紹介を行います。

現在は、法人を廃業する場合であっても、経営者自身が破産することなく、「経営者保証に関するガイドライン」を用いて保証債務の整理をすることができる場合があります。この「経営者保証に関するガイドライン」についても、協議会では「経営者保証に関するガイドラインの単独型」の手続として、保証債務整理のための弁済計画策定支援という枠組みがあります。この手続では、協議会の専門家アドバイザー弁護士が、保証人・保証人の支援専門家(代理人)が策定した保証債務の整理・弁済計画案について、当該計画案が合理的なものであることについての調査報告書を作成し、協議会が金融調整の支援を行います。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第5 おわりに

協議会の事業の概要は以上のとおりですが、この点に関し、令和4年9月8日に、金融庁・財務省「中小企業活性化パッケージNEXT」を策定・公表しました。この中では、「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援の更なる加速」が含まれており、具体的には、中小企業基盤整備機構が出資する再生ファンドの組成の促進や、再生系サービサーを活用した支援スキームの創設、経営者の個人破産回避に向けた取り組みの促進等が挙げられております。中小企業の事業再生に関する新たな方法や制度については、今後も注目されるところです。

本稿が、中小企業の皆様の経営改善への取り組みのきっかけの一助となれば幸いです。

以上